

# 全日本実業団剣道連盟規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は、全日本実業団剣道連盟と称する。

(目 的)

第2条 本連盟は、剣道を通じて産業人の人格と、体位の向上および相互の親睦をはかり、もって我が国の産業振興に寄与することを目的とする。

(所在地)

第3条 本連盟の所在地は、東京都台東区浅草7丁目1番地14号 宇賀神ビル内におく。

(事 業)

第4条 本連盟は、その目的達成のため下記事業を行う。

- 1, 全日本実業団剣道大会
- 2, 地区実業団剣道大会の支援
- 3, その他剣道振興のため適当と認められる事項

## 第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 本連盟の会員は下に掲げるものである。

- 1, 正会員
- 2, 賛助会員

(正会員)

第6条 正会員は、企業または企業の事業所に属する剣道部とする。

(賛助会員)

第7条 理事会の決議により、本連盟の目的と事業に賛同して毎年定額の賛助をする団体、または個人を賛助会員とする。

(入 会)

第8条 第6条に定める資格を有するものが入会しようとするときは、理事会の承認を要する。

(会員の権利)

第9条 正会員は、会員総会に出席して議事に参加し、または本連盟の各種行事に参加することができる。

## 第3章 役 員

(役 員)

第10条 本連盟に次の役員をおき、名誉職とする。

会 長 1名 副会長 若干名

理事長 1名 理 事 若干名  
監 事 2名 幹 事 若干名

(副会長)

第11条 会長は、本連盟を統理する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

会長、副会長は、理事会において互選によって定める。

(名誉会長、名誉顧問、参与)

第12条 会長、副会長、その他の役員であったものが退任する際理事会の決議により、その功績を讃え名誉会長、名誉顧問、参与の称号を送ることができる。

名誉会長、名誉顧問は、本連盟の最高諮問機関とする。

参与は、重要事項につき会長の諮問に応える。

(理事長)

第13条 理事長は、会務全般を司掌する。

理事長は、理事の中より会長が任命する。

(理 事)

第14条 理事は、理事会を構成し重要会務を審議する。

(監 事)

第15条 監事は、本連盟の経理を監査する。

(理事、監事の選任)

第16条 理事及び監事は、会員総会において選出する。

(幹 事)

第17条 幹事は、理事長の推挙により会長がこれを選任する。

幹事は、理事長を輔けて会務の運営にあたる。

(任 期)

第18条 役員の任期は、選出された年次の全国大会終了のときから2年後の全国大会終了のときまでとする。

補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

名誉会長、名誉顧問、参与は任期を定めない。

## 第4章 会 議

(会議の種類)

第19条 本連盟の会議は、会員総会および理事会とする。

(会員総会)

第20条 会員総会は、本連盟の最高議決機関であって年1回会長がこれを召集する。

ただし必要ある場合、会長は臨時にこれを召集することができる。

(会員総会の権限)

第21条 会員総会は、次の権限を有する。

- 1, 理事、監事を選出すること

- 2, 会務の報告を受けること
- 3, 決算を審議すること
- 4, 会費その他会員の負担を決定すること
- 5, 本規約の改廃を決議すること

(会員総会の議決)

第22条 会員総会は、会員の過半数の出席によって成立する。ただし出席する他の会員に委任したものは出席とみなす。

会員総会の決議は出席会員の多数決による。

(理事会)

第23条 理事会は、本規約に定めたる権限を行うほか、会務の運営の全般につき協議する。

会長または理事長は、必要により随時理事会を召集する。

(理事会の構成及び議決)

第24条 理事会の構成及び決議については、第22条を準用する。

理事長は、文書によって各理事に諮る事により、理事会の召集を省略することができる。

## 第5章 経 理

(収 入)

第25条 本連盟の経費は、入会金、会費、賛助会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

入会金、会費の変更は、理事会の提案にもとづき会員総会において決定する。

(会計年度)

第26条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日におわる。

## 第6章 雑 則

(規約の変更)

第27条 この規約の変更は、理事会の提案にもとづき、会員総会において決定する。

(会員の失格)

第28条 会員が会費の納入をおこたり、また会員たるの名誉をき損したときは、理事会の決議により会員の資格を失う。

前項後段の決議は、次の会員総会の追認を要する。

以 上

昭和33年9月20日 改正

昭和39年11月7日 改正

昭和50年9月13日 改正